

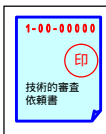
# 長期優良住宅技術的審査サービス（一戸建て住宅） 申請図書一覧 <ポータルサイト申請>

ポータル申請では、1・4の図書の内容は、ポータルの申請情報に入力して頂くので、図書のアップは不要です。  
共同住宅等のご申請については、図書(紙)での申請となり、ポータル申請は利用できません。申請図書一覧<紙申請>をご覧ください。

図書種類 (1~5の図書はホームページよりダウンロードできます)		記載事項(1)	長期優良住宅 単独申請 (3)	性能表示と 同時申請の場合 (3)
1	ハウスプラス長期優良住宅技術的審査サービス申込書	申請の種類、他サービスの利用予定の有無、物件情報、申請担当者情報等		
2	長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書 【別記様式1号】	依頼者・代理者の住所・名称、技術的審査依頼する認定基準の区分、設計住宅性能評価申請の有無、申請先の所管行政庁名、認定申請予定日、住宅の位置、住宅又は建築物の名称、住宅の建て方  ポータルサイトの「申請情報」に入力をしていただき、「印刷」ボタンを押すと技術的審査依頼書が印刷できます。印刷した依頼書に捺印の上、ポータルサイトにアップして下さい。	(2)	(2)
3	委任状	依頼者が直接申請を行う場合は不要	(2)	(2)
4	認定申請書(第1面、第2面、第4面) 【第一号書式(第二条関係)】	申請者・代理者の住所・氏名、当該申請の法第5条の扱い、住宅の位置・構造・規模、維持保全の方法・期間等、住宅の建築・維持保全に係る資金計画、その他		
5	長期優良住宅 設計内容説明書	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明		
6	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物		-
7	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別及び配管に係る外部の排水ますの位置		-
8	仕様書(仕上げ表を含む)	部材の種類、寸法及び取付方法(他の図書に明示された場合は不要)		-
9	各階平面図	縮尺、方位、間取り、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種類、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置、床下・小屋裏空間毎の点検範囲		(4)
10	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式(階段部分の面積も確認できるもの)		
11	二面以上の立面図	縮尺並びに小屋裏換気孔の種類、寸法及び位置		-
12	断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造		(5)
13	基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法並びに床下換気孔の寸法		
14	各階床伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法		-
15	小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法		-
16	各部詳細図	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種類及び寸法		-
17	各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容		-
18	維持保全計画書	構造耐力上主要な部分等の仕様、点検項目、時期、工事完了等からの点検実施期間、点検の結果にもとづく調査、修繕、改良、地震時及び台風時の臨時点検、劣化状況に応じた維持保全の方法の見直し、計画の変更に伴う維持保全の方法の変更		
19	その他	所管行政庁が必要と認める図書、住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認定書、特別評価方法認定書各種大臣認定書等	(7)	(6)

(1) 他の図書に明示した場合は省略されます。また、所管行政庁が不要と判断した図書は提出の必要がございません。

(2) 捺印済みの原本をポータルサイトにアップ後、郵送にてお送り下さい。



捺印の上、右上に受付番号を記載したものをハウスプラスまで送付してください  
 技術的審査依頼書 送付先  
 〒108-0014 東京都港区芝5-33-7 徳栄ビル本館4階  
 ハウスプラス住宅保証株式会社 技術管理部「長期優良住宅技術的審査サービス」宛て  
 TEL:03-5962-3800 FAX:03-5427-3190  
 注) (原本)のご提出がないと長期優良住宅の適合証を発行できません  
 注) 審査後に(原本)の訂正が発生する場合があります。その際はハウスプラスの指示に従い対応をお願いいたします。

(3) ポータルサイト利用時は各図書毎のファイル形式にご注意下さい。

(4) 性能評価の図書とは別に提出して下さい。床下・小屋裏空間毎の点検範囲を明記して下さい。

(5) 性能評価の図書とは別に提出して下さい。床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造を明記して下さい。

(6) 長期優良住宅のみの基準に適用される資料をご用意ください。

(7) 地盤調査報告書や各種性能が確認できるカタログ等の提出は不要です。